

第4回砂川市総合計画審議会 議事録

日 時：平成22年2月9日 午後3時から午後5時13分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 大会議室

出席者：

【審議会委員（会長、副会長、以下五十音順 敬称略）】

会長 小泉洌、副会長 水島孝嗣、麻谷浩恵、井上宏美、内野キミ子、瓜俊雄、奥山一枝、河合保、木川由美子、其田勝則、西島勝志、廣瀬清、堀江和美、三浦三千男、三木典明、三谷将、山根正久

欠席者：尾崎壽、小林祐司、田村英規、村中雄司

【砂川市関係者】

総務部長 善岡雅文、市民部長 井上克也、経済部長 栗井久司、建設部長 西野孝行、建設部技監 金田芳一、教育次長 森下敏彦、市立病院事務局長 小俣憲治、市立病院事務局審議監 佐藤進、市立病院事務局技監 中村俊夫、消防長 佐々木薫

【事務局】

広報広聴課長 湯浅克己、広報広聴課長補佐 近藤恭史、
広報広聴課企画調整係長 玉川晴久、広報広聴課企画調整係主査 作田哲也、
広報広聴課企画調整係主任 杉村有美、広報広聴課企画調整係主任 米谷和敏

1. 開会

総務部長：皆様、本日は大変御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、第4回砂川市総合計画審議会を始めます。それでは、始めに小泉会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長挨拶

会 長：皆さんこんにちは。第3回が8月末に開かれてから、半年振りの開催となります。その間、部会ごとに2回から3回の会合を開いていただきましたし、市のほうでは市民に各層からの話、あるいは、各団体等からの意見聴取等がありました。つい先月の28日には、各部会の部会長、副部会長にお集まりいただきまして、部会ごとの報告があり横断的な協議が開催されました。今日

が第4回の審議会となります。この会議もいよいよ中盤から終盤へのまとめの段階に入ってきていると思います。委員の方々には、英知を十分ご発表いただき立派な計画が出来上がることを心から念願しまして開催の挨拶といたします。よろしく、どうぞお願いいたします。

総務部長：ありがとうございました。まず、本日の会議は、尾崎壽委員、小林祐司委員、田村英規委員、村中雄司委員の4名がご都合により欠席されておりますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを報告申し上げます。では、引き続き、議事に移りたいと思います。会議の議長を、小泉会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 報告事項

会 長：それでは、早速議事に入らせていただきます。まず(1)の報告事項でありますけれども、①の「総合計画策定作業の進捗状況」、②の「市民懇談会の意見集約結果について」これらを一括いたしまして事務局の方からご報告をお願いいたします。

事 務 局：それでは、報告事項①「総合計画策定作業の進捗状況について」と、②「市民懇談会の意見集約結果について」こちらを併せて、お手元にございます砂川市総合計画策定作業の進捗状況について（平成21年12月現在）という、こちらのレジュメに基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。レジュメを基に説明いたしますけれども、この中で資料等も用いながら説明いたします。若干、資料が行ったり来たりする部分もありますけれども、何かありましたら指示をいただきたいと思います。

はじめに、1の「策定経過について」であります。4ページの「策定経過と今後のスケジュール」をご覧ください。

平成21年度の4月から12月までにおける策定経過であります。まず表の「市民・審議会」の所ありますけれども、5月に審議会を設置し、さらに6月には、審議会に専門部会を設けて計画づくりをスタートしております。その後、まちづくりに対する市民の意向を把握するため、5月に市民アンケートとめざす姿の市民意見の募集を行い、7月から8月にかけて、子どもワークショップを開催いたしました。さらに、11月には、市民懇談会及び団体懇談会を開催し、計画づくりに役立たせる基礎資料として、まとめあげ

たところでございます。

市民懇談会の意見集約の結果につきましては、お手元の資料4の意見集約結果により説明をさせていただきます。この資料4の2ページをご覧ください。市民懇談会及び団体懇談会は、昨年11月17日から26日までの期間におきまして、砂川市から市長をはじめとする理事者と部長職が出席いたしました。市民を対象といたしました市民懇談会を3回、町内会連合会、あるいは、商工会議所などの各種団体を対象といたしました団体懇談会2回の全5回を開催したところでございます。参加者は、合計で97名でありましたが、3ページの4「意見集約結果」の①にありますように今後のまちづくりに対して、発言意見やアンケートの意見を合せて158の意見が寄せられたところであり、市民の皆様から頂きました意見につきましては、専門部会ごとの分野に整理し、「分野別意見の概要」を3ページ以降に、また個別の「意見等の内容」を7ページ以降に記載をさせていただいたところであり、市民の皆様の意向を分析しながら、今後の計画作りに役立てていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、レジュメの4ページに戻っていただきたいと思います。この中で、真ん中ほどの「庁内」についてでありますけれども、6月に策定委員会及び専門部会を設置し、全庁的な取り組みによって作成いたしました、基本計画の「たたき台」を審議会の専門部会において審議をいただき、原案づくりを進めてきたところであり、11月に基本計画の基本事業を、それぞれ一旦整理させていただいたところでもあります。

次に、5ページの「審議会・策定委員会の経過と今後のスケジュール」についてであります、ここでは、会議の開催状況等を整理させていただいております。

まず、審議会は、先ほどお話いたしましたとおり、5月、6月、8月と3回開催し、「策定方針」、「第6期総合計画の基本構成」、「まちづくりの課題」等について審議をしていただいたところでもあります。

また、審議会専門部会は、策定委員会の専門部会と連携しながら計画づくりを進めてまいりました。記載のとおり、策定委員会の専門部会を7月から10月にかけてそれぞれ4回開催し、基本計画素案の「たたき台」を作りあげ、これを審議会専門部会にお示しをして審議をしていただいたところでもあります。審議会専門部会につきましては、7月から8月と11月において2回開催し、基本計画の施策の基本事業及び各分野におけるまちづくりの方向性等について審議していただいたところでもあります。なお、『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』、『教育・文化・スポーツ部会』につきましては、1月19日に3回目の開催をしているところでございます。

その後、専門部会におきます協議を踏まえまして、1月28日に、各専門部会の部会長、副部会長の皆様にお集まりいただきまして、それぞれの検討状況につきまして、意見交換をするために専門部会 部会長会議を開催したところでもあります。

続きまして、総合計画の基本構想、基本計画の策定作業の内容についてであります。レジュメの1ページに戻っていただきたいと存じます。1ページ2の「策定作業について」をご覧ください。

はじめに、基本構想の策定作業の進捗状況についてであります。これまで、基本構想の検討を行うにあたり、まちづくりにおける基礎的要素の把握と検討を行っています。具体的な内容といたしましては、「砂川市の現状について」の把握や「時代の潮流」、「まちづくりの課題」、「将来像」の検討を行ってまいりました。これらにつきましては、資料1の「砂川市第6期総合計画素案」にありますように、検討した項目から順次、整理をしているところであります。

この資料の9ページをご覧ください。9ページにあります3「時代の潮流」につきましては、「少子高齢化と人口減少の進行」をはじめとする6つの項目立てとしており、骨格といたしましては、このような形で進めていきたいと考えていますけれども、内容等につきましては、計画策定まで、まだ若干時間がございますので、今後の経済状況等に応じまして見直しをしていかないといけないと考えているところであります。

次に、またレジュメに戻りますけれども、レジュメの2ページに戻っていただきたいと存じます。基本計画の策定作業の進捗状況についてであります。先ほど、策定経過の中で専門部会の開催状況を報告いたしましたが、はじめに、市から「基本計画」における施策の基本事業となる「まちづくりの項目」と、このことに対します「現状と課題」を「たたき台」としてお示しをし、それぞれの項目に対して審議会委員の皆様より意見や質問を受け、その後、審議会委員の皆様の意見や行政評価の結果、市で策定しています各個別計画の方針や、第6期総合計画期間内における予定事務事業との整合性、さらには、市民アンケートの結果などから再度「たたき台」の見直しを行いまして、庁内各部会において112の基本事業としてまとめたところであります。

これらの基本事業につきましては、A3の資料になりますけれども資料2のとおりとなっております。こちらの資料につきましては、基本事業を一覧で表した資料のほか、専門部会ごとに基本事業とそのねらいを第5期総合計画と比較し、体系化させたものとなっております。本日の協議事項であります「基本計画の施策」につきましては、これらの資料に基づいて協議の際に、参考資料として活用していただければと考えているところであります。

次に、またレジュメに戻ります。レジュメに戻りまして③の「まちづくりの方向性」の検討についてであります。審議会では、この 112 の基本事業を基にして、これから 10 年間の砂川は、どのようなまちづくりを目指していくべきか、各部会における「まちづくりの方向性」について検討するとともに、「まちづくりの方向性」を実現するためには、どのようなことに取り組んでいくかを検討いたしました。

審議会の各専門部会において出された意見につきましては、資料 3 のとおり整理をさせていただきました。今後、本日の審議会の協議を経て、部会ごとに意見をまとめあげていく予定としているところでございます。

なお、「人口推計」につきましては、第 3 回審議会におきまして推計の目的、必要性を理解していただき、現在、『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』において推計人口及び将来人口の検討を行っているところであります。

最後になりますけれども、レジュメの 2 ページに戻りまして 3. 「今後の策定作業」についてであります。ここに記載のとおり、「まちづくりの課題」や「各分野の方向性」を整理し、「将来像」や「基本計画の施策」、「重点プロジェクト」、「土地利用方針」などの検討を進めていく予定としております。

なお、3 ページにつきましては、第 2 回の審議会において説明をさせていただきました。専門部会の策定手順について再度掲載をさせていただいたものでございます。

現在の進行状況といたしましては、「作業③ 施策の分類」まで進んでおります。今後は、先ほど説明いたしました 112 の基本事業に基づきまして、「作業④ 施策の具体化」へ進む段階となっているところであります。

以上が、平成 21 年 12 月現在における策定作業の進捗状況についての報告でございます。

会長：はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局のご説明について、質疑を受けたいと思います。どなたか、ご質問等ありましたらご発言願います。

～質疑等なし～

会長：それでは、先へ進ませていただきます。また、何か発言事項がありましたら、その都度お願いいたします。

次に、議事の（2）協議事項に入ります。①の「基本計画の施策について」ですが、ここでは、資料 3 の「審議会専門部会 意見整理結果」に基づいて、各部会における「まちづくりの方向性」等について考えを聞きながら審議し

てまいりたいと思います。資料3につきまして、事務局の方からお願いします。

事務局：それでは、(2) 協議事項 ①基本計画の施策について 各部会における「まちづくりの方向性」等の考え方についてでありますけれども、資料3の「審議会専門部会 意見整理結果」につきましてご説明いたします。

こちらの資料につきましては、専門部会におけます、これまでの開催状況並びに各部会の審議内容とその結果を記載しております。

まず、2ページは、「部会開催日」、「審議内容」となっております。こちらは、先程の進捗状況の中でもご報告をさせていただいているところでございますので、説明につきましては省略させていただきます。

次に、3ページから、各部会の審議結果を記載しております。専門部会での各委員の意見などから、部会としての意見をまとめ、整理したものとなっております。これらの結果を導き出した各部会における検討状況につきましては、5ページ以降に記載してございます。

本日は、この資料に基づきまして、各部会長より検討状況の報告や総体的な考え方につきましてご提案をしていただき、それぞれの状況をお互いに把握することで、計画づくりに対する共通理解を図るとともに、「まちづくりの方向性」についてご審議していただきたいと考えているところでございます。事務局の方からは以上でございます。

会長：はい、ありがとうございました。それでは、最初は『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』からお願いいたしますが、その際、「総合計画の体系」に関する提案及び「協働」に関する資料につきましても、解説をお願いしたいと思います。協働という言葉は、新しい言葉でありまして私のような年寄りには、分かりにくいところがあるものですからよろしくお願いいたします。

市民参画・地域コミュニティ・行政運営部会

部会長：資料2の2ページ目をお開きください。これらの資料は、部会におけます『市民参画・コミュニティ・行政運営』の第6期総合計画のまちづくりの項目について、ねらいなど16について話し合っていました。どの部会も同じだと思いますが、一つ一つの言葉を取り上げながら全体としてどのようになるかということをお話し合ってきました。資料3の9ページ目をお開きください。1つ目は、先ほどのまちづくりの項目が16ありましたが、話し合いの中では、この他に何か無いかということで検討いたしましたが、これで十分であろうということで16の項目を取り上げさせていただいております。

まちづくりの考え方としては、資料3の9ページにございますように、1、「地域主権」は、協働、地域コミュニティ、行財政運営を進めていく上でのキーワードであり、まちづくりの共通した考えとして捉えるべきではないのかということが第一点。10 ページ目をお開きください。2つ目としては、地域主権を進めることを踏まえて、「施策」、「基本事業」のあり方を検討すべきであろうということが第二点。というようなことが、非常に大きな流れとして話し合いが進められました。

それから、12 ページをご覧ください。真ん中くらいの所で16の基本事業について、3つの分野にまとめることが考えられるではないかという話し合いがされました。協働という切り口で①から④まで。地域コミュニティということで、⑤、⑥、⑮。行財政運営ということで⑦から⑩までということで、3つの分野についてまとめたかどうかということがございます。3つの分野につきましては、次のまちづくりを目指すことが考えられます。

I 協働は、市民・地域・事業者・行政などが、お互いの信頼関係を築きあい、市民活動の活性化を図るとともに、市民が主体的に参画するまちを目指します。II 地域コミュニティは、多様なコミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民自らが主体的に地域課題の解決に取り組むことができるまちを目指します。III 行財政運営は、地方分権時代に対応した行政運営を推進するとともに、財政の健全性を維持していくことができるまちを目指します。これらが、私どもの部会の3つの方向でございます。

先ほど、会長からございましたように、13 ページと今日の資料である「総合計画の体系」に関する提案及び「協働」に関する資料と同じですが、まえば、地域主権という「まちづくりの共通した考え」が無かったのですが、どうも全部の分野に関係するのではないかという議論がございまして、まちづくりの共通した考え方を総合計画の体系の中に追加したらどうかというご提案をさせていただきます、後からご審議を願いたいと思います。

特に、協働という言葉について私ども部会で考えていることがこういうことであろうということで、今日の資料2ページ目の8行目になりますが、「協働」は古くから日本社会において使われてきた概念ではなく、近年になって造られた造語であるため確定した定義があるわけではなく、使う人によってニュアンスが微妙に異なることがあるため、注意が必要だというように言われている言葉でございます。砂川市の場合、協働を推し進めるときには、そこらへんのコンセンサスをどのように求めるのかということをお話で話さなければいけないと思います。それと、市民の方々にどうやってお伝えするのかということが1つの課題になろうかと存じます。ということで、3ページ目をお開きください。後から、市の方々とお話もあろうかと思っておりますので、「市

の体制づくり」について、このようなことも考えられるのではということで、ご説明申し上げます。「市民協働」は「公共の利益に資するまちづくり活動」という目的として、市民、市民公益活動団体、民間企業や観光協会・商店街などの民間組織、自治会などの地域組織、周辺市町村、国・県、市役所などが、色々な役割分担をして行われますが、取り組みは様々であり、そこには、黒子としてのプロデューサー機能が必要になります。そしてまた、ややもすれば「財政健全化のための市民協働か」というようなニュアンスに捉えられる可能性もあります。それを払拭することが非常に重要なことだと考えています。そして、砂川市も協働ということをいろいろ推し進めてきましたから、それ自体が各担当課で行われてきており、その時の知識を集約する必要があるのではないかとということが1つあります。それで、市民協働課だとか係、プロジェクトチームを作ることや、目的、手法を明確にするために条例化も視野に入れていくことが必要なことではないかというように考えています。まず1つとして、皆さんにご審議いただきたいことは、「まちづくりの共通した考え」を新しく設けるかどうかということ。それと、人口問題について話し合ってきましたが、別の項目で「②人口推計について」ということで話し合うことになっていますので、ここでは省略いたしまして、その時に報告、提案を申し上げます。以上でございます。

会 長：はい、ありがとうございました。それでは、各部会の質疑は6つの部会の報告が全て終わった後で行いたいと思います。それで次は、『教育・文化・スポーツ部会』お願いいたします。

教育・文化・スポーツ部会

部 会 長：それでは、『教育・文化・スポーツ部会』の今までの経緯についてご説明いたします。資料2の2ページをお開きください。ここに、我々の部会のまちづくりの項目として18項目が挙げられています。この項目一つ一つにつきまして、ねらい、目的、効果などを部会の皆さんと話し合いをしながら、意見交換をしたところでございます。

その内容につきましては、資料3の15ページから載っております。そこに部会の意見として、学校教育について書いてあります。あとは、家庭教育、青少年教育、生涯学習という多岐にわたって皆さんから様々な意見をいただきました。最後のスポーツ振興、芸術・文化ということで、意見が漏れなく入っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それらの意見から、部会として大きく5つの項目についてまとめられるだろうということで、19ページに5つの項目を挙げてございます。まず1つ目は、

特色ある教育の取り組みについて砂川独自に検討する必要があるのではないかと。2つ目が、いじめや不登校などを作らない、心の教育への取り組みが必要である。このいじめ問題につきましては、滝川市でおきました大きな事件が全国的に有名になっておりますので、それを捉えて他山の石ではない自分たちの身の回りに、しっかり捉えて教育への取り組みが必要であろうということで、これは、かなり皆さんがお話していたところがございます。続いて、3番目に子ども達の地元意識やまちづくりへの関心を高めるために、小中高の結びつきや学校と地域の関わりを進めることが必要である。このことにつきましても、学校、地域、家庭と三位一体の教育が必要だということが叫ばれているわけですが、それを継続的に身のあるものにしていかなければいけないということ。そして、砂川には、砂川高校がございますので高校の生徒さんたちを結びつけた中での、広い意味での教育の推進が必要であろうということでございます。4番目は、青少年教育やまちづくりの取り組みにおいて、高校生や大学生ボランティアの参加を推進していくことが必要である。まちづくりをするにあたって、一番求められているのは若い人の力です。小学生、中学生もそうですけど、高校生、そして砂川に大学は無いんですけど、大学のいろいろなサークルとの連携も出来るのではないかと。砂川のまちづくりに係わる青少年、高校生、大学生を巻き込むような取り組みが必要なのではないかということです。5番目は、市民と協働によるスポーツ施設の管理と担当部署の統一について検討が必要である。これが、我々部会での協働ということでの非常に大事な部分になるのですけれど、スポーツ施設についても単なる行財政の影響のためだけではなく、本当に有効に使えるような協働というものを考えていかなければいけないということで、5番にまとめております。

そして、最後に3回目の部会の時に、まちづくりの方向性ということが文言としてまとめられておりませんでしたので、それについて話し合いが行われました。20ページをご覧ください。5つの大きなテーマについて総称して「まちづくりの方向性」という形で、以下の文書が採択されました。それは、『子ども達は、学校、地域、家庭の連携の中で、明るく、仲良く、たくましく学び成長するとともに、市民の誰もが、生涯にわたって自主的、主体的に学ぶことにより創造性を高め、まちの歴史や文化を伝承していきます。

また、市民の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて新しい出会いや価値観を高めながら、健康で心豊かにのびのびと活動するまちを目指します。』という文書にまとまりました。その他 18 事業あるのですが、それ以外にも、委員さんからいろんな意見をたくさんいただきまして、我々の宿題というか残っているテーマについて 22 ページの下の方にまとめられてい

るんですけども、基本事業の18項目の中に、まず載っていないものの1つに「レクリエーション活動の充実」というものがあります。これは、スポーツの中に取り込むような形でまとめようと思ったのですが、レクリエーションとスポーツは全く違うということで、「レクリエーション活動の充実」を基本事業の中に入れていただきたいということが一点。それから、「教職員の資質の向上」が⑥に書かれているが、文言が我々民間的には馴染まない。内容的には分かるので、このへんの文言を整理していただいた方が良いのではないかと。上から目線の感じがして、嫌だなという意見が出ていました。それから、「いじめ・不登校に関する取り組み」というのは、この項目の中では、③「生きる力」を育む教育の推進の中に入っているのですが、いじめ・不登校というものは、はっきりとした文言で表現しましょうということで、この文言を入れることは、基本事業の意識をつけるにも必要であろうということで、そのへんも課題として要望してございます。最後に高校教育に関するんですけども、⑧「適正間口の確保」ということで、これは地元高校のことを言っているんですけど、決して間口だけを求める高校教育の支援ではなく、間口に拘るのではなく、ここの目的に書いてある地元の高校、通ってくる高校生をまちづくりに巻き込んだり、支援するという意味でございまして、適正間口の確保という文言は、実情にあうように変えていく方向で検討していきたいと要望したところであります。これらのことは、後々の部会で整理していきたいと思っております。我々の部会は、以上でございまして。

医療・保健・福祉部会

会 長：はい、ありがとうございました。それでは、3番目の『医療・保健・福祉部会』は、資料3の23ページからでございます。いろいろテーマがあったんですけども、1から6までに意見が集約されています。最初は、高齢者の社会参加と生きがいの支援ということで、この中では、「活動的な85歳」という具体的な表示があったのですが、これは、やや差別的ではないかということで外しました。高齢者全体としての取り組みということにしました。いきいきしたお年寄りがたくさん増えて、それぞれ社会活動を行ってほしいということであります。2番目といたしましては、高齢者が在宅で暮らして行ける支援が大事である。施設のあり方も今後考えていくべきである。このことは、自助努力が一番大切でありますし、それから施設面というのは、何と言ってもお金がかかります。ですから、現在ある施設を大切にしながら、民間が出てくることがあれば、その方々にヒントを与えて、それなりの施設を作っていただくというお手伝い出来るのではないかとということであります。市立病院を抱えておりますので、これ以上、市営若しくは社会福祉法人

のようなところで、お年寄りの施設を作るというのは、非常に負担が大きすぎるのではないかと私も思っております。そういうことで、もし個人あるいは団体がそういう施設を作りたいということであれば、側面からお手伝いするということになると思います。それから、3番目のまち全体を考えたバリアフリーについては、まだまだ大変遅れております。市役所にしても大変遅れていてエレベーター、エスカレーターもありませんので、3階まで上がってくると100段近いです。これは、典型的なバリアでありまして、こういったことは、出来るところからバリアフリーを心がけなければいけないと思います。4番目の療養型病床の確保につきましては、過日、市立病院の院長名でホームページに解説文が載りました。既にご覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、お手元に資料を用意してあります。そこに新しい病院の機能が非常に詳しく書かれていまして、これはホームページで公表したことで、99パーセント実現されるものと思っていただいて良いと思います。そこに、療養型病床の代わりに亜急性病床という文言が入りました。要するに急性期が終わって、やや症状が落ち着いてリハビリ等あるいは、家庭に復帰するいろんな準備作業が行える方々を対象としまして、90日間は入院を続けることが出来るというシステムであります。従来は急性期は、傷口がふさがるかふさがらないかという状態で在宅になったり、別な施設に移ってもらうということがありましたが、そういうことは、かなり解消されるのではないかと非常に喜ばしいことだと思っております。これが、男女8床ずつの4階までですから、32床程度が出来るようになりますので、ある程度、市民の皆さんの要望は病院側に伝わったものだと思います。療養型病床につきましては、砂川市内にありませんが今年の診療報酬の改定で、療養型病床の初期段階では、少し点数を上げようということになりそうです。そういうことで、今後、奈井江の病院であるとか、歌志内の病院であるとか、さらに民間でもそういう動きがでてくるかもしれません。それから、5番目は、健康促進に向けた取り組みや機会づくりが必要である。6番目は、ボランティア活動へ、市民が参加しやすい工夫が必要である。これは、既に認知症に関連する環境としては、ボランティア講習が行われて少しずつ活動の輪が広がっています。これは、もっともっと広く市民に参加していただかないといけない点だと思いますので、これからも課題としてあげていきたいと思っております。以上が『医療・保健・福祉部会』の報告であります。

次は、4番目である『生活環境・防災部会』であります。よろしく申し上げます。

生活環境・防災部会

部会長：それでは、『生活環境・防災部会』ということで資料3の27ページから、まとめとなっていますのでお目通し願いたいと思います。

この間、出された意見といたしましては、ごみの収集体制や公害防止などの「環境・衛生」をはじめ「消防・防災」、「交通安全」、「消費生活」などといった「市民生活の安全・安心」に関する意見などが多く出されたところでございます。

これらのまとめといたしましては、30ページからの記載のとおり、7つのまとめとなっています。1番目につきましては、ごみ分別が徹底され、不法投棄のないきれいなまちづくりを目指す必要があるということでございます。2番目につきましては、市民の健康を守り、自然環境を保護するために公害防止対策を進める必要があるということでございます。このことにつきましては、砂川は、喘息の子どもが多いのではないかとというようなご意見も出たところでございます。3番目につきましては、墓地需要に合わせた造成計画の検討が必要である。4番目は、救急患者搬送の手段として、ドクターヘリ活用の必要性について検討が必要である。市立病院は新しくなりましたがけれども、何でもかんでも全てということは無理であることから、この方法も検討してほしいということでもあります。5番目といたしましては、社会状況に応じた消防体制や設備の充実が必要である。建物の高さがどんどん高くなっており、はしご車等を考えてみてはどうかというご意見もございました。6番目といたしましては、災害時における要援護者への支援体制の充実を図る必要がある。障害者、高齢者の救援・支援体制でありますけれども、これにつきましても、情報を漏らしてはいけないということで、情報を皆さんが末端まで知ることが難しい状況にもあるので、それらも含めながら、要援護者に対する支援体制の充実ということでもあります。7番目につきましては、交通安全意識の向上を推進する取り組みが必要であるということでもあります。

これらにつきましては、昨年8月に行われた「子どもワークショップ」において、子ども達が提案した「こんな砂川にしたい」の中で、「ゴミのない、きれいなまちにしたい」とか、「きれいで安心できるまち」という意見が出されたことから、子ども達の意見も大切にして、部会の考えの中に反映できるかどうかを拾い上げながら、まとめとしたところでございます。

なお、課題としましては、これら以外にも、今話題となっている地球温暖化に対する環境問題への対応や、エコの取り組みといったことの検討も必要であると考えているところであります。

先日の部会長会議におきましても、環境問題を考える上で、砂川市として

も太陽光や風力などといった、新しいエネルギーに対して積極的に取り組むべきではないかというご意見もいただいているところでありまして、まだ、まちづくりの方向性をまとめるまでには至らなかったことから、今後の部会において、もう少し時間をかけて検討を加えていきたいと思っております。

以上が、「生活環境・防災部会」の検討状況であります。

会 長：はい、ありがとうございました。続きまして、『産業振興部会』をお願いします。

産業振興部会

部 会 長：産業振興部会では、お手元の資料2の6枚目に産業振興の施策体系図が載っておりますが、14のまちづくりの項目、そして、ねらい、目的が載っています。それらを基に、皆さんからご意見をいただきまして、その意見は資料3の31ページから載っております。それぞれの意見につきまして、大まかに農業について、商工業について、労働環境・雇用について、観光・その他についてということで話し合いました。いただきましたご意見につきましては、33ページ、34ページまで載っていますのでご覧いただきたいと思えます。これらの意見を集約いたしまして、部会としまして2つにまとめました。

1つ目は、農商工の連携や交流を積極的に進めていくことが必要であるということで、農商工連携でまちを活性化ということであります。これは、今まで異業種間のコミュニケーションが薄いと思われるので、それらの農業、商業、工業だけではなく、行政から市役所の商工、農政にも入っていただきまして、ご意見やアドバイスをいただきながら進めていくことが大事ではないかということです。これは、砂川の農産物等、生産しているものを今後のまちづくりにおいて、まちの特産品として育てていくことが必要ではないかということでもあります。これは、すぐに実現できなくてもお互いに協力しながら進めていかなければいけないと思いますが、前回行われました部会長会議におきまして、企業誘致という話も出ましたが、今の経済状況の中では、これまで進めてきてもなかなか進んでいないということであり、砂川の若い人達の働く場を確保するということでも、地元の人達が協力しあって新しい産業を作っていくことも必要ではないかということで、農業、商業、工業の連携で地方活性化ということを1つ挙げさせていただきました。これにつきましては、生産者または加工者の安定した供給があるか、需要があるかなどの問題点はあるかと思いますが、検討していかなければいけないと思っております。

もう1つは、まちなかの活性化への新たな取り組みが必要であるということ

で、アンテナショップによるまちなかの活性化ということを挙げさせていただきました。まちなかに人を呼ぶのは、まちなかに魅力が無ければ来てもらえませんので、そのまちなかに、砂川の情報の発信元となるようなアンテナショップを作ると良いのではないかとということでもあります。アンテナショップをどのようなものにするのかということ、検討していかなければいけないのですが、これまで砂川は、スイートロードのまちということで多くの人に知られており、そのようなものも含めまして情報の発信できる場を砂川のまちに作ることによって、観光にも結びつけていけるのではないかと考えています。以上です。

会 長：はい、ありがとうございました。では最後に『都市基盤部会』をお願いします。

都市基盤部会

部 会 長：最後、都市基盤部会ですが、資料2の20項目の基本事業を踏まえて、道路、住宅、都市形成の整備について委員の皆さんからたくさんご意見をいただきながら、まちづくりの方向性について検討いたしました。部会で出されました意見については、お手元の資料3の37ページから記載となっております。第2回目の部会で出されました意見の概要といたしましては、高速道路のスマートインターチェンジの設置や南1丁目線の整備などについての意見など、道路整備をはじめとして住宅、公園、交通に関する様々な意見が多く出されたわけでございます。これらの意見のまとめとして、資料3の39ページからの記載となっております。

部会の意見のまとめとしては、これからのまちづくりでは、高齢社会に対応する都市づくりが重要であるとして4つの項目にまとめました。1つ目は、高齢社会を意識した「公共交通の確保」を考える必要があるのではないかとということでもあります。2つ目が、まちなかを活性化させる都市づくりが必要である。3つ目として、コンパクトなまちなかにわずかな動線で何でもできる都市づくりが必要である。それから、4つ目ですけど、今ほど生活環境・防災部会からも出ていましたけれども、地球環境を意識して、太陽光発電などの新エネルギーの利用を促進する必要がある。このような4つの項目にまとめあげました。いずれにいたしましても、高齢化社会を考えつつ、まちの活性化に結びつくまちづくりが、これからの時代に重要ではないかというまとめでございます。

なお、申しあげました公共交通の確保については、これまでの鉄道、バスの公共交通の確保となっておりますから、再度、市の方で原案をつめていただいて、循環バス等を含めた地域公共交通のネットワーク的なものを検討して

いただくこととしております。この循環バスについては、各分野に関わる問題でございまして単なる循環バスなのかあるいは病院に対する送迎を含めた循環バスなのか、いろいろな分野に影響を及ぼすものでありますので、たたき台的なものを再度協議していただいて提案してもらうようになっているわけでございます。

以上が、都市基盤部会でまとめた内容でございます。

会長：はい、ありがとうございました。それでは、各部会長より報告いただきました。全般について、ご出席の皆さんからご意見・ご質問等をいただきたいと思っております。時間は、ただいま4時で40分くらいあるかと思っております。それで、第1部会から質疑に入らせていただきます。まず『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』です。人口問題は、後で取り上げますので人口問題を除いて、ご質問等ありましたらお願いします。

会長：会長の方から、雰囲気のを和らげるために質問いたします。協働のところで公助とありましたが、公助とは、公が助けるのか公を助けるのか、それとも併せたものなのか、どれになるのでしょうか。

委員：まだ、きちっと定義はしていませんが、どちらかという公を助けるというイメージです。協働という言葉から、関連として出てくるものだと個人的には考えています。ですから、そういう副題をどうやって付けていくのかということが、これからの課題かと考えています。あと、別なことで市に対してご質問ですけど、先ほど市の体制づくりについて、こういうことも考えられるということで説明しましたが、何かご意見があればお願いしたいのですが。

総務部長：協働専門の課を新たに検討してくださいということですね。ここで全く作りませんという考えはございません。いろいろありますが、少ない人数でやっていて横の連携を取るという物の考えもあるし、または、専門的に真剣に行うということであれば、少ない人数の中でもある程度の1つの課を作って任せの方が良いのか、ケースバイケースであります。かつて平成11年に行政改革を行った時は、責任体制をとるために専門の課を作りまして私が担当したわけですが、役所の中を全部整理する作業が膨大になってきていました。その時の反省としては、他の職員が行革は専門課が行うからという傾向になってしまったことです。どちらが良いのか難しいけれど、本当に協働を何とかしていこうといった場合に、今回部会長さんが資料を作ってくださいました

が、本来なら、元々の原案は、協働、地域コミュニティ、行財政運営は、他の医療・保健等と同列の政策の1つだという位置づけをしていたのですけれど、部会や行政サイドで論議していくと、どうしても1つのところに置いてしまうと、それを担当するのが1つの部署になりやすくなってしまいます。よく中身を見ていくと協働とは、広報広聴課なり総務課だけではなく、産業の経済部なり建設部なりがあります。一例を挙げますと建設部では、市の仕事を押し付けたただけだろうと言われますが、若干の謝礼により都市公園の管理をお願いできますでしょうかということですか、市民部の関係で言いますと、廃品回収を町内会にお願いして資源ごみの回収をやっていただいています。このことをやっていただくことにより、町内会に市民の方が参加していただいて地域コミュニティが育つという考え方もございます。これから、高齢化になると連携も必要になりますので、そういう協働なり市民参加という考え方は、全部の部会に関わるだろうという考え方になっていますので、それらを併せていくと委員さんが言われたことについても、どちらが良いのかということを考えていますので、内部で検討させていただければと思います。

委員：やはり、何らかの形でPRしていかないとまずいということ、共通認識を持ってよろしいですね。

総務部長：そうです。その思いが、このような形で市民が見ても分かるようにするものです。今までの市民参加は、第5期では基本目標と同じ系列で入っていました。今度の総合計画では、協働なり地域コミュニティが全部に共通する事項ですという位置づけをしていただくと、協働の考え方というのが、市民の方に見ていただいても、ある程度理解していただけるというねらいが、委員さんにあったと思います。これが、第6期の特徴であるとか、市民にアピールする第6期の作り方なのだろうということ踏まえた中で、課の問題も考えていければと思います。

会長：はい、ありがとうございました。もう1つくらい、この部会でございませんか。よその部会にも係る協働という概念について、何かご質問ありませんでしょうか。

総務部長：協働について、委員さんが詳しく専門的に説明していただいたので、私どもの方から言うことは無いですけど、我々の考えている協働とは一体何なのか、行政から仕事を押し付けているだけなのかということ自問自答するんです

けど、こういうふうに分り切ることになりました。第5期の市民参加は、市民が行政に参加しようということで、主体は行政にあって参加する市民の方に主体が無いのではないかと。ところが、協働になると主体は、行政にも一緒にやってもらえる市民の方にも主体があるというように理解してもらえればいいのではないかと。あまり難しく考えずに、一歩進んで行政だけが主体ではなくなるのですという方が、かえって理解されるのではないかと感じています。今回は、市民参加だけではなく市民参画という表現で、市民参加よりも参加する人達の責任や主体性が出てくるという感じの方が、一歩踏み出して良いような感じがします。

会 長：今、総務部長さんから、ご提言がありましたけれども委員さんどうでしょうか。

委 員：全く、その通りだと思います。

あと、このことを考えるきっかけになったものとして、市民懇談会の回答の市民参画・コミュニティ・行政運営に関する意見の中で、市民参加の推進について、どんどん訴えかけていただきたいという意見があります。市民の方から出ているので、正しく理解されている方もいらっしゃるのだなあとということと、もっともっと広めていかないと概念がなかなか難しいと思いました。何度も言いますが、財政が悪いから協働ではないということが一番難しいのかなと思いました。

会 長：それでは、ただ今の協働、市民参加ではなくて市民参画というところに大きなポイントがあるのかと思います。何か第6期計画の目玉になりそうなので、部会長さん以下、部会員の皆さんお願いいたします。次は『教育・文化・スポーツ部会』に入ります。

委 員：私はこの部会の時に、いじめという言葉を入れてもらうように、2度ほどお願いいたしました。それは市民の皆さんが見て分かるような表示でなければだめだということと、いじめの問題は社会的にも大きいと思いましたので、このいじめという言葉に拘りまして、部会の中で入れて頂けるように進言させて頂いたという経過がございます。

会 長：いじめというのは子ども達の問題だけではなくて、職業上のいじめというのがあります。それらが自殺者3万人という数字をつり上げているのではないかと思います。他に何かあれば。

委員：教育関係の中でちょっと気にかかったのが、最近の教育の流れの中で、総合的学習という言葉が出ていたと思いますし、学校教育の中でパソコン機器の普及というようなことは5計の中でも進めてきていたと思っていたのですが、その関係が、この中では一切出てきていませんので、学習指導要領の改訂なり、そういうものがあつたのかどうか、教えて頂ければと思います。

教育次長：学習指導要領の改訂につきましては、これまで国の方で10年に1度、見直しをされてきております。教育・文化・スポーツの、それぞれの施策の方向につきましては、資料の2の2ページにそれぞれ18項目ございます。学習指導要領に係る部分につきましては、③の「生きる力」を育む教育の推進というところで記載されております。基本的に前回、指導要領が改訂された時に従来の教育から転換いたしまして、生きる力を育む、そしてゆとりの時間ということで、総合的な学習の時間という形で推進してございます。ただ今回、現状の社会情勢の中で、これから将来を担う子ども達をどう育てていったらいいのかということで、国の方で、教育の憲法ともいえる教育基本法が改正されております。それを受けて各学校の教育を推進する上での基本となる学習指導要領も改訂されております。その中では、今の子ども達の現状からして知識だけではなく、いわゆる心の問題、先ほど言われたいじめの部分につきましても心の教育が重要になってきますので、そういった部分の見直しをされています。さらに体力の問題につきましても昨年、一昨年と体力の状況について調査をしてございます。将来を担う子ども達をどう育てていくか、ということでは確かな学力、豊かな心、そして健康な体、こういう3本柱の教育を実践することによって、社会が変化をしても総合的に克服していく力を身につける、それを生きる力という形で表現しております。総合的な学習の部分につきましては、学力テストにつきましても、これまで3回ほど実施をしております。学力の状況につきましても世界の状況からすれば従来よりも低下をしているということから、学力の向上を図っていかなければならないということで、総合的な学習の時間というのは前回の指導要領の中で創設されたものですが、それらの一部を学力に振り向けてございます。内容としましては、算数、数学、理科などのつまずきやすい教科についてじっくり時間をかけて確かな学力を身につけて頂こうと、新学習指導要領では改訂をされております。

委員：パソコンの関係は。

教育次長：パソコンの関係につきましては、前回の学習指導要領の改訂に伴いまして、情報化が進んでいる状況の中で、将来社会に出ても、そういった対応の出来る子ども達を育てていくということで、小学校から中学校、特に中学校では操作も含めて、そういう力を身につけていくためパソコンを配置しております。それで今回、学習指導要領が改訂されましたけれども、さらに重要視されておりました、教育の内容についても充実していくような形で方向性が示されております。市といたしましては、国のスクールニューディールという事業、これは国の景気対策も含めてその方針が示されたわけですが、その制度を活用した中で新しいパソコンに更新をする、台数も充実させるという形で取り組みを進めているところです。

会 長：部会長さん、確かレクリエーションについてだいぶ力を入れておられたようですが、一言ありませんか。

教育・文化・スポーツ部会

部 会 長：どちらかという、提案していただいた委員さんの方が。

委 員：第5期総合計画の中に「スポーツ・レクリエーション」と入っていたのですが、このたび「スポーツ」ということで1つになっていたものから。スポーツとレクリエーションでは人間形成していく中でかなり違うということと、それからいろんな対象の方がいて、子どもさんであるとか、お年寄りだとか、生涯スポーツなど、レクリエーションの大切さを、あえてスポーツと分けて提案したところでございます。

会 長：スポーツは競う、レクリエーションは端的に言って楽しみというか、情操教育ですね。大変結構かと思えます。それでは3番目、『医療・保健・福祉部会』です。何かございますか。私が担当ですから、出来る範囲でお答えいたします。

委 員：新しい病院をめざす医療ということで、2度ほど読ませて頂きました。本当に、これから砂川の病院は安心できるのだなという事は私も確信したのですが、これに付随して雇用という面ではどれ位の創出があるのか疑問に感じたことの1点です。それと全体に関わることだと思うのですが、これまでの審議会での議論を振り返ってみると、市民や行政、我々にとってはすごく分かりやすくなったのですが、いろんな意味で外にアピールするものが何かあるのかなということを感じました。それは医療だったら医療都市の宣言

をすとか、スポーツ都市宣言をして医療・市立病院の中にスポーツドクター的なものを盛り込んで雇用や医療に肉付けをしていくとか、そんなことをちょっと感じたので、今日聞いてみようと思ってきたのですが、中の部分のことはたくさん議論しているけれども、外へのアピール、大きい企業にアピールしたり、国にアピールできるようなことが、1つや2つ何かに盛り込めたらいいなと思います。なので、1つはこの医療について雇用がどれ位創出されていくのかということと、もう1つは全体にも関わることなのでしょうが、今、この医療の部分で言うと、砂川は医療のまちということで外に何か大きく発信していくことが出来ないのかなという、この2点をお伺いします。

市立病院

事務局長：雇用の関係につきましては、当病院の職員数は約700名近くおります。この中には有資格者である医師、看護師をはじめ、行政も含んでおります。さらに委託が約100名、合わせて800名が在職しているところです。今後も新病院が稼働するためにはそれぞれ人材が必要でありますことから、人材の採用、有資格者の採用、市外からの採用というのも考えておりますので、雇用の場があるということは認識しております。もう1点アピールの問題については、医療のまちということで、それぞれいろんな形で発信しております。今、非常に大事だと思いますのは急性期医療の後方支援ということがございまして、先ほどから問題になっております療養型施設の問題も含めまして広報紙を連携室の中でやっております。ただ、砂川市立病院の理論、どのようなことを展開しているかということがなかなか見えてこないということで、現在これについては広報、ホームページをはじめとして行っておりますが、今、各診療科の医療の中身を1つの冊子にして、この近隣に配ろうかということで事業を進めております。それぞれの専門部局でどういうことをやっているかということ、もっと市内、市外に広めることによって、近隣の方々が砂川に集まってくるということを考えまして、全科それぞれの先生にお願いをして、もう少しで1つの冊子が出来上がります。それを医師会だとか近隣に配布しながら病院を知ってもらい活用してもらおうというようなことで進めております。さらに道や国にも、それぞれどんな医療を展開するのかを、また改めて検討しながらPRできるものと考えていこうと思っております。

会長：医療のまち、と宣言するのは非常にいいアイデアだと思います。医師会の方でも病院長と協議しながら何か考えていきたいと思っております。それからスポーツ医学というのはやや特殊な分野で、一定の講習を受けるとスポーツドク

ターという認証をくれることになっていまして、整形外科の先生を中心にスポーツ医の資格をとられる方が出てくると思いますので、そちらで対応するのではないかと考えております。他に何か。

委員：私は健康診断を受けたくて、人間ドックというのに行きたいのですが、砂川市の病院では何となく嫌なんですね。友達などは札幌の個人病院に行くと、ホテルのような雰囲気でお腹を空かせて入るんですけど、終わったらご馳走がついてくるんですよ。そういうのも砂川の市立病院にあったらいいと思います。けっこう高いけれども、皆さん行っているんですよ。そういうオプションがつくようなものがあったらいいかと思えます。

市立病院

事務局長：非常にいい意見だと思います。ドック専門の病院というのがホテル形式でやっております、大体1泊して次の日検査が終わった後、最終的にはご馳走を食べて帰ってくださいというもので、これも一つの医療の推進という意味では非常にいいと思います。ただ私ども病院でやっておりますのは、日帰りドックという形を取っておりますので、最終的に食事などということになると、時間的には厳しいかと思えます。ただ意見として、ドックを充実させるという意味では試行錯誤しながら検討していきたいと思えますし、将来的には日帰りではなく、1泊できる環境整備も非常に必要なものですから、それは十分に検討していきたいと思えます。

委員：地元でなく、よそから来る人などは1泊ぐらいの方がいいのではないかなと思います。

市立病院

事務局長：他から来る人の場合、合わせてドック後の治療を求めるということもありますから、ドック専門の病院だけでいくと、その後どこで治療にかかればいいのか頭を悩ませるという話も聞いておりますから、そういう面ではより検討していきたいと思えます。いい意見です、ありがとうございます。

会長：たしかPET-CTという最新鋭の一番高い機械が入る予定になっております。それらを使って人間ドックを一通りやりますと、かなり高額になると思えますが、次の段階では病院では間違いなくおやりになると思えます。ご期待下さい。それでは次の部会に入らせて頂きます。『生活環境・防災部会』で何かございませんか。

委員：部会長にお聞きしますが、⑩と⑫の火災予防の推進、消防体制の充実というところで、高齢者が火災に巻き込まれるのを防ぐような話が出ていたかどうかと、消火栓などがどうなっているか、そういう話が出たかどうかをお聞きしたいと思います。

生活環境・防災部会

部会長：部会の中で話し合われた中では、先ほど申し上げた高層住宅が増えた部分が主に話し合われておりまして、2年ほど前から火災報知器の設置が義務付けになったので報知器の普及などの話があったのだと思います。消火栓については特になかったと思っておりますが、実は前回、自分は欠席しておりましたので、副部会長さんに代わりたいと思います。

会長：消防長さんがおられます。

委員：消防長さんがおられるなら、ちょっとお願いしたいのですが、私は空知太地域ですが、あの地域に消火栓が足りないのではという気がしています。特に私どもの町内というのは3本くらいしかないのではという気がしますが、ある場所もはっきり分からない。今後において高齢者世帯がどんどん増えていく中で、盛んに報道されているのは火事で亡くなる人が高齢者ばかりなんですよね。それに対して、果たしてあの空知太地区は今の消火栓設備で十分なのか。あるいは何か規定があって、あれ以上増設ができないのか。それについて消防としてどのような考えを持っているのか。必要であればこの10年の間に増やすとか、防災対策などはありますでしょうか。

消防長：まず高齢化社会ということに対して火災予防ということでは、消防法の改正が平成18年にありまして、住宅用火災警報器をつけなさいということになっています。これには罰則はありません。あくまでも自分の身は自分で守ろうという目標という形です。ただマンションですとか、砂川市で設置しています公営住宅関係、道営も含めて1,600ちょっとあると思いますが、そちらについては設置済みでございます。それと消火栓のことですが、消防力の指針というものがありまして、一定の連続した街区の場合、120mおきに消火栓を設置しています。それが過疎地といいますか、あまり連続していない地域になりますと150m以上離れてもいいという基準で設置しておりまして、今のところ全道的に見ても砂川市は消火栓、それから防火水槽の管理については上位にあると統計でも出ております。見た目、ないと感じるのは連続した街区が少ない、延焼の危険が少ないという地域になっているかと思えます。

会 長：はい。それでは時間の関係もありますので『産業振興部会』に入ります。何かご意見等がありますか。

委 員：私は農業をやっている者なのですが、先ほどの子どもの教育についてなのですが、うちの子ども達が小さい時には、課外活動みたいな形で学校から連れて来て、うちの畑で芋掘りしたり、いろんな体験学習をさせたりして農業を理解してもらおうという事はたくさんやっていたのですが、今はいろいろ安全面などが言われまして、そういう事ができなくなったということで、自分も孫がおりますが、もっと子ども達に体力をつけさせたり、いろんな体験をさせてみたいと思うのですが、そういうところの基準というのはどうなっているのでしょうか。

教育次長：子ども達に体験を通じて力をつけさせるということでは、体験というのは非常に貴重なものだと考えております。この体験的な学習の取り組みについては規定されているものはございません。学校においてカリキュラムを作成するときには、子ども達に様々な体験活動を通じて確かな力を身につけさせるよう取り組む、という形では記されておりますが、具体的に農業で、などは記されておられません。ただ現在、食育等の問題もございますので、地元の食材等も含めて子ども達がしっかりと理解をし、食の大切さを学んでいくというところでは、これから重点を置きながら、学校で取り組んで頂くという形になると思います。

会 長：アンテナショップという事で、先ほど部会長さんがお話しになっています。具体的には申しませんが、市内に火災の跡で大きな空き家があります。これは市の力を借りなければ出来ないかもしれませんが、ああいうところを活かすことは、どうなのですかね。

経済部長：空き店舗の利活用だと思っておりますが、審議会の中でも、情報発信基地の必要性というのは何度かご意見を頂いたところです。最初は新しく作るということで出発したのですが、初期投資の問題などありまして、空き店舗でも使えるという事が考えられるし、また、今ある観光協会さんを充実しながら情報発信していこうということです。ただ同じアンテナショップでも情報を発信するものなのか、物産的なものなのかという大きな捉え方がございまして、物産的なものになりますと、民間さんによる販売・物販ということになるだろうし、スイートロードなどもあります。委員の皆さんのご意見では、1箇所にもものが集中すると、お客様がそこで全部用を足してしまっていて、利便性

はあるんですけど回遊をしなくて、むしろ面白みがないのではとか、購買力が落ちるのでは、という意見がありました。また行政がそのようなアンテナショップで情報発信したり、側面的な支援をするのはよろしいのですが、民間の皆さんを行政が推すというのは、なかなか力が入らないのではないかと
いうご意見もございまして、このような情報発信的なものは、側面的な支援で空き店舗を活用したり、既存の観光協会さんの充実を図りながら検討していく課題だという事で、大体意見がまとまったのではないかと受け止めております。

会 長：それでは最後の『都市基盤部会』についてお願いします。

委 員：皆さんに投げかけというか、ご意見を聞きたいと思うのですが、都市基盤の基本事業の中で、「高速道路ネットワークの利用促進」というものがあるのですが、いろんな意見の中でハイウェイオアシスのインターチェンジ化が出てきていまして、我々としてはよしと、何とかしてもらいたいと思うのですが、今回、高速道路が岩見沢まで無料化になるような新聞報道等がありまして、部会は違うが産業振興部会から言いますと、なってもらいたくない。ということは、バイパス化してしまうのではないかとこの思いがあります。まちの中に降りて来てもらえなければ、まちなかの活性化から言うと、良くないという考えでいるんですけども、皆さんの中で何か考えを持ってらっしゃる方がいれば意見を頂きたいと思うのですが、いかがですか、皆さん。

委 員：無料になったら抜けていってしまうよ、という懸念なのかなとお聞きしたのですが、実際に商売をしている者にすれば、いいじゃないか、チャンスかもしれない、という考え方もあるかと思えます。無料になればその道路を通る時お金がかかる心配もなく、自由に行き来できる状態になると思うのですが、そこに情報を投げかけてあげれば。こういうご時世ですのでマイカーで走りますよね。だから例えば砂川でなくても行き先が北であるとか南であるとかであっても、気になる所であれば降りて寄ってくれるのではないかと。だから我々としては、もっとそこに情報を流していくという努力は必要になってくるし、そこに活性化の部分も含まれてくるのかなと思うので、個人的にはいいじゃないかと考えているんですけども。

委 員：確かにそのとおりで、いわゆるブランドのある方と言ったらおかしいですけど、そういう所は知名度が抜群ですから、行ってみたいと思うのは当然だと思います。まあそれで、インターチェンジは欲しいんですけども、一般の小

売商店なども元気になってもらいたいという思いがあるものですから、そこから辺が良くないかな、という心配をしております。全店がブランド化してくれば一番いいのですが、そうもいかないですから。

委員：子どもの国が休日無料になったらUターンして帰っちゃう。それがもし降りてくれば、そこで子どもの国利用券みたいなものを発行してもらって、「ゆう」みたいに、「ゆう」で見た人は半額になりますよというように、子どもの国を利用した人が、まちなかで買い物をしてくれたら特典がありますよ、というものを付けたら、お得感が増すのではないですか。Uターンするより降りてもらった方がと思うのですが。使い方じゃないですか、何でも。

委員：商店会で検討してみても、ということですね。

委員：降りてくれないで向こうへ抜けちゃって帰られるよりは、その通り道で降りてもらってアイスの1個でも買ってもらえれば、また面白いんじゃないでしょうか。

委員：高速が無料化になって、どうも子どもの国の部分に考えがいくようですが、奈井江・砂川インターチェンジがあるわけですね。当然そこで降りるのも無料なわけですよ。ですからそちらにも砂川市内の情報発信するようなものを置いて、南と北とでそれぞれ情報発信できるようなものをつくっていくべきではないかと思えます。子どもの国、子どもの国と、そちらの方に固執してしまって、今までスマートインターチェンジのことがあったものですから、どうしてもそうなると思うのですが、高速道路が無料化になった場合は、やっぱり奈井江・砂川インターチェンジで降りて、南の方からいろんな砂川市内の部分を見て回っていただくというような情報発信も必要ではないかと思えます。

委員：先ほど、高速道路が無料化になるとバイパス化して、市内の商店会がなお衰退するのではというお話がありましたが、私たちは産業振興部会において、まちづくりという事について話し合った中で、砂川が他のまちに比べて、まだ商店会がまちなかでやっているのは、バイパス化できていないからだというのがあります。滝川でも岩見沢でも赤平でも、皆バイパスができるとそちらの方に大型店が出来て、集客がそちらに行って、まちなかがすたれていくという事がありますので、先ほど危惧されていたことと同じように、もしバイパス化され大型店が進出してきますとまちなかの集客がどんどん落ちてい

くのではないかと、心配しております。

委員：それぞれご意見があったわけですが、その意見を踏まえまして、また皆さんと一緒に知恵を出していきたいと思えます。どうもありがとうございました。

会長：貴重なご意見を頂いてありがとうございます。それでは本日最後のテーマは人口問題。これは、『市民参画・地域コミュニティ・行政運営部会』にお願いしているわけですが、人口というのは、雑駁に言えば亡くなる方とおぎゃあと生まれる方のバランスの問題であって、これは自然増減でありますけれども、面倒なのは社会変動ですね。経済情勢、社会情勢によって人口が異動する。それらをどう捉えるか、という点が難しくなるのではないかとと思えますが、よろしくお願ひいたします。

事務局：まず始めに、事務局の方から説明をさせていただきます。協議事項の②の「人口推計」につきましては、お手元の資料5としまして提案をさせているところであります。まず始めに人口推計の検討につきましては、『市民参加・コミュニティ・行政運営部会』で検討することといたしまして、第3回審議会において参考資料として事務局より提示いたしました。砂川市の将来人口の資料と、新たにこちらの資料5の1～2ページの部分を加えまして、第2回と3回目の総務部会において検討を重ねてきたところであります。2回にわたりまして、検討協議を行いました結果、1、「将来人口推計の目的」及び2、「将来人口推計の必要性」につきましては、資料5の1ページに記載のとおりご理解を得たところでありますけれども、3、「人口推計の方法」につきましては、これまで策定いたしました総合計画におきましては、国勢調査の人口に基づいて推計をしておりましたので、本計画におきましても国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました、日本の市区町村別将来推計人口、こちらは平成20年12月推計になりますが、これを用いた国勢調査の結果によります人口推計の方法を、事務局で提案させて頂いたところでありますけれども、本年、平成22年10月1日が新たな国勢調査の実施年になりまして、調査人口の確定値が公表されるのが来年となってしまいます。また、本年実施されます国勢調査の結果次第では、既に公表されております平成17年国勢調査に基づく人口推計に誤差が生じる可能性もあります。このため新たに住民基本台帳から見た人口推計を合わせた、二通りの人口推計を用いた方法が望ましいのではないかと検討がなされまして、これらの考え方から現状における人口推計を2ページの5、「人口推計」の記載のとおり表したところでございます。また、将来に向けた目標人口の決定につきましては、ここに

記載をしておりますとおり、これまで本市におきましては都市規模の拡大を前提として現状より増えることを目指しました目標人口を設定してまいりましたが、人口は全国的に減少傾向であります。北海道におきましても平成 20 年に新たに策定いたしました新北海道総合計画におきましては、将来人口が減少すると、既に推計されているところでございます。これらの現状を踏まえまして、今後の基本構想、基本計画の策定と合わせて、目標人口をどのように設定すべきか引き続き検討させて頂くとしたところでございます。なお、専門部会における具体的な検討状況や、人口推計の考え方などにつきましては、このあと担当部会長の方からご説明をお願いしたいと存じますけれども、ただ今ご提案をさせて頂きました国勢調査及び住基人口を用いた人口推計の考え方、並びに将来に向けた目標人口の設定の、以上 2 点に関しましてご審議を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

会 長：『市民参画・地域コミュニティ・行政運営部会』部会長さん、お願いします。

市民参画・地域コミュニティ・行政運営部会

部 会 長：では人口推計につきまして、資料 5 の 2 というところ、簡単に言いますと、線が 4 つ書いてございます。これは住民台帳そのものの数字が一番上です。それから国勢調査に基づいたものが、2、3、4 と 3 つございます。これで行きますと、住民台帳に基づいた予測の方の人数が多そうです。それで国勢調査の方でやりますと、少なくなりそうだな、というような感覚になりました。それでお手元の、予想人口に関してという 2 ページのものをお開きください。例えば人口に関する話をする場合、どうも国勢調査に基づいた人口の話はあまり誰も問題にしていなくて、毎月発表される住民台帳に基づく、何人減ったとかの方を重要視している。ですから、かなり気持ち的には住民台帳でやった方がいいのではないかとということで、今回は住民台帳に基づいて推計を試みたいなということです。実は、先日の部会長会議におきまして、年齢を 3 つではなくて、4 つに分けたほうがいい、4 つというのは 0 歳から 14 歳まで、それから 15 歳から 64 歳まで、それで 65 歳以上を、高齢人口と言うんですけども、それを 2 つに分けて前期の高齢人口、すなわち 65 歳から 74 歳、それから後期の高齢人口 75 歳以上、というように 4 つに分けたほうが、施策として分かりやすいのではないかとこの事で、推計をし直しました。今の 4 つの段階をすべて推計して、それを足したものを総人口とすると。前は総人口だけを予測していたのですが、4 つに分けて足しました。それで図表の 1、上の方を見て頂きますと、住民台帳で推計したものは 2021 年に 16,880 人。前は 17,077 人だったものですから少なくなりますけど、それが

最も高く、平成 20 年国調推計というのが真ん中ぐらいにきます。それから低位推移としては平成 15 年国調推計からいってきますとこうなっています。予想はというと、住民台帳を使った方が高くなるというのが一つ。それと、どんなことがあってもドンピシャにはいきませんので、予想自体は幅があるという話になろうかと思えます。

1 ページに戻ってください。部会としては、推計人口は幅を持たせた方がいいのではないかと、また、こっちの方が重要かもしれませんが、方策も施策もないのに無理やり増やさない。目標人口というのは積み上げたものを使う。これがあるから 5 人足せるとか、これなら 10 人とか、これなら 100 人とか。施策がない限りはむやみに思いつきで増やさない。例えばご存知のように、総合計画においては増やしたい人たちもいます。人数が増えないと淋しいなという方もいまして、例えば某市では人数が減るという予測に対して、議会から反対されました。積み上げていって、ちゃんとした施策があればいいと思うのですが。前は予測が 20,000 人で、目標人口は 22,000 人にしてある。その 2,000 人の理屈としては、昼間人口と夜の人口を比べた時に、昼の人口が 2,000 人多かったのです。昼の人口を夜に持ってくれば 22,000 人になるだろうという理屈をつけただけであって、何にも施策とかとリンクしていないんですね。第 4 期の場合は 28,000 人というとんでもない数字だった。実際は 20,000 人くらいですから、8,000 人くらい違っていた。ということで、やはり人口が減ることは確かだと思えるので、何度も言いますが、方策もなしに無理やり増やすのではなくて、策があった場合は増やしていくという姿勢でやられたらいかかなと。それともう一つ、資料としては少なくとも幅があるものにするというのがご提案になります。それと今ここに示したのは全て 3 月 31 日付けの住民台帳のデータに基づいて計算しているので、今年の 3 月 31 日のデータはまだ入れていませんので、もう一度入れなおして予測をし直すという形になろうかと思えます。主旨としてはまず幅があるという事、それとむやみに足すべきではないという事をご提案申し上げて、皆さんにご議論願えればというところです。以上です。

会長：ただ今提案がありましたけれども、誠にごもつともな意見だと思います。むやみに増やしても増える要素はほとんどない、それは至極ごもつともです。いかがですか。特別ご異存がなければ、『市民参画・地域コミュニティ・行政運営部会』でご提案された方向で人口推計を考えていってよろしいですね。

一同：(了承)

会長：ではそういうことで、よろしく申し上げます。予定の時間が来ましたが、今日はこの前の部会長会議で問題になっておりました、エコロジーに関する問題はあまり取り上げる余裕はなかったのですが、次の機会にはエコロジーをもうちょっと切り込んで、風力発電、あるいは太陽光発電、その他いろいろ、今話題のエコロジーに関する点も取り上げたらよろしいかと思えます。他に何か。

委員：すいません。教育の方に関して、さっきどうしようかと悩んでいたのですが、一言ちょっと教育の部分について話をさせて頂きたいのですが、不登校の部分について、現在市内の中学校、小学校にどのくらいの数の不登校やいじめがあるのか。例えば学校の先生方、あるいは教育委員会の方にどのくらいの件数が届いているのかが気になるのと、どうして気になるかと言えば、たまたま中学校のPTAの事務局会議の中で、若干話が聞こえていたものですから気になりまして、現在市内の中学校2校にスクールカウンセラーという方がいらっしゃる。話を聞いていると、片方の中学校ともう一方の中学校で、カウンセラーの方の位置というか、対応の仕方が違う。まあ制約がかかっている部分があって、たぶん同じではないと思うのですが、片方は、子ども達がその方のところに来て雑談などをして、コミュニケーションが取れるカウンセラーさんで、もう片方はどちらかという職員室の中において、例えば担任の先生方等が、これはちょっと相談した方がいいだろうと判断した場合に相談を受けるカウンセラーさんだという話を聞いたのですが、14年度から私の知っている学校ではカウンセラーさんは入っていたと。それを聞いたのも初耳だったのですが、そういう情報というのも、末端に流れていないというのに気付いたのと、生徒からしてみれば大人の人に相談をするというのは垣根の高いことなのではないかと思うのですが、例えば職員室の中ではなくて生徒がカウンセラーさんと話ができる、もしくは保護者の方が一緒でもかまわないのですが、もう少し有効なやり方ができないのか。何か少し残念というか、もうちょっと何とかならないのかという問題意識だったのですけれども。

教育次長：はい。いじめの件数に関してはちょっと資料を持ってきていないのですが、問題として継続的に取り組んでいる事例というのは2、3件ございます。ただ、いじめにつきましては、それぞれ学校で早期発見に努めて、問題の事象によっては、子ども、保護者を含めて解決するための相談体制をとっております。スクールカウンセラーという人材は、道から派遣されていますが、定期的に学校へ来て頂いて、問題によってカウンセラーの力も借りなければい

けないものについては、ケースによって対応させて頂いているところです。PRという部分についてですが、こういった人がいるよということについては、各学校を通じて、都度、機会を見ながら皆さんに周知を図っていきたいと考えております。

委員：僕が問題と思ったのは職員室の中にいるカウンセラーさんの方で、例えば親御さんなどが何か相談するといっても、知人に相談したらいいのか、近所のおばさんに相談したらいいのかすごく迷うし、悩むし、敷居も高いと思います。せっかくのカウンセラーさんをもう少し有効に使って頂きたいということで、例えば担任の先生が判断しないと、相談できないカウンセラーさんというのは、どうなのだろうと。非常にもったいないことをしているのかなと。もう少し実際の問題に即したような、効果の出し方があるのではないかと考えた次第です。

教育次長：本当にいじめの際は、いかに早期に発見できるかということで、スクールカウンセラーの部分をもっと活用を、ということで受け取ったのですが、実態としては、まず学校でいじめという事象があるのかどうかということは、教職員全体の中で、常に担当の学級の様子について目配りをしてございます。学校になかなか相談しづらい、という部分につきましては教育委員会の方で、いじめ相談電話というものも設置をしてございます。そういった形で、それぞれ取り組みにつきましては各学校で進めているところです。スクールカウンセラーが各学校で違いがあるというような受け取り方なのだろうと思いますが、基本的には、まず、そういった問題についてはその学級の担任が対処して、スクールカウンセラーはそういう事象があった段階で、適切な指導対応をして頂くという事が基本となっております。

会長：心の問題というのは、相談者と相談を受ける側とが心が通い合わないと、いかなる熱心さもだめなんですね。ですから2人いて、2人それぞれ対応が違って当たり前だと思います。精神科領域でも、そういう思春期を扱う人も何人か出てきておりますし、あとは児童心理学ですか、非常に難しい問題でして、これからまだまだ検討しなくてはならない分野だと思います。気を長くして取り組んで頂きたいと思います。大体時間が参りました。今日は長時間にわたって議論頂いてありがとうございます。

4. その他

事務局：その他という事で何点かお話ししたいと思います。次回の審議会につきましては、本日の審議の内容を踏まえまして、専門部会で一度協議をした後、開催したいと考えておりますので、現状としましては3月中には開催していきたいと考えております。以上です。

5. 閉会

会長：長時間にわたってありがとうございました。それではこれにて散会いたします。ありがとうございました。